

【遵守事項】

- 1 善良な管理者の注意をもって借用物件を使用し管理します。
- 2 故意若しくは重大な過失若しくは交通事故等により借用物件が毀損した場合、又は盗難若しくは焼失等により滅失し若しくは著しく汚損した場合は、原状に復し、又その損害を賠償します。
- 3 借用物件は、収益の目的での使用、質権の設定、転貸など、貸出要綱の趣旨に反する行為をしません。
- 4 借用期間内に必ず返却します。

【確認事項】

貸出を受ける物件に異常のないことを確認しました。

【誓約事項】

私は、借用した物件の使用に際し、以下の事項を遵守するとともに、運転者、同乗者又は第三者に損害が生じても、私（及び使用者）は、町に対してその賠償を求めず、かつ、私（及び使用者）がすべての損害賠償問題の解決に当たることを誓約します。

貸出日月日				
自転車 No				
幼児用座席 No				
ヘルメット No				